

令和 7 年 度
定 期 総 会 資 料
(書 面 開 催)



地域協働学校 ふじみ野市立
上野台小学校 P T A

目 次

	ページ
・第1号議案	2
令和6年度 活動報告について	
・第2号議案	5
令和6年度 収支決算報告及び会計監査報告について	
・第3号議案	7
P T A規約の改正について	
・第4号議案	9
令和7年度 活動方針及び活動計画（案）について	
・第5号議案	11
令和7年度 収支予算（案）について	
・第6号議案	12
令和7年度 本部役員及び会計監査委員選出について	
・第7号議案	12
令和7年度 顧問の委嘱について	

〔添付資料〕

- ・上野台小学校P T A規約
- ・上野台小学校P T A慶弔費に関する細則

第1号議案

令和6年度 活動報告について

今年度は、七夕まつり準備係を新設して、親子で竹飾りを作成してくれる方を募り、力を合わせて楽しく上野台小学校の竹飾りを作成・掲出いたしました。そして、第70回上福岡七夕まつり竹飾りコンクールにおいて、見事に銀賞（全体2位）を受賞することができました。今後も子供達にとって、ふるさとの良き思い出になるように、上野台小学校PTAとして竹飾りを掲出していきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

また、PTAとしての活動が減っている中で、PTAの本質ともいえる学校と保護者の連携強化のために、3回開催したPTA運営委員会では、先生方と保護者との対等な立場での対話を重視し、情報共有、意見交換、相互理解や諸課題の解決に向けた議論をしてまいりました。その中で、現状に即した今後も持続可能な上野台小学校PTAにしていくために、クラス委員の廃止と運営委員の新設、PTA会費集金のキャッシュレス化等のPTA改革についても議論してまいりました。

本年PTA活動に関わっていただきました全ての皆様に心からの感謝を申し上げますとともに、今後もより良いPTA、より良い上野台小学校になって、子供達が健やかに成長していくことを願い、ご報告いたします。

◆ 本部活動報告 ◆

令和6年	4月 4日	PTA本部ゼロ会
	4月 8日	PTA調査票配布
	4月16日	懇談会でのクラス委員決め対応（高学年）
	4月18日	懇談会でのクラス委員決め対応（中学年）
	4月19日	懇談会でのクラス委員決め対応（低学年）
	4月30日	定期総会資料 配信
	5月 9日	定期総会 議決集計・結果報告
	5月10日	ふじみ野市防犯推進会議総会・防犯研修会
	5月10日	ふじみ野市PTA連合会 新旧理事会
	5月24日	青少年育成ふじみ野市民会議総会
	5月下旬頃	ふじみ野市PTA連合会 総会（書面開催）
	6月 3日	ふじみ野市人権教育推進協議会総会
	6月 5日	上福岡七夕まつり竹飾り説明会
	6月26日	第1回運営委員会
	7月19日	第1回運営委員会ニュース配信
	7月26日	ふじみ野市PTA連合会 第1回理事会
	8月 1日	上福岡七夕まつり竹飾り搬入・飾りつけ（事前準備）
	8月 3日	上福岡七夕まつり竹飾り設置
	8月 4日	上福岡七夕まつり竹飾り撤去
	10月25日	ふじみ野市PTA連合会 第2回理事会
	11月 6日	次年度準備委員会設置
	11月25日	第2回運営委員会
	12月24日	第2回運営委員会ニュース配信
令和7年	2月 4日	入学説明会対応（新入生保護者へPTAのしおり規約集配信等）
	2月19日	第3回運営委員会
	2月28日	ふじみ野市PTA連合会 第3回理事会
	3月20日	第3回運営委員会ニュース配信
	3月27日	会計監査

◆校外委員会◆

校外委員会では、子供達が安全安心に登下校できるように活動してまいりました。PTA 本部や先生方、保護者の皆様、地域の皆様には、交通安全や防犯対策等多くのご協力をいただき、大変感謝いたします。

今後とも児童の見守りに、ご協力をお願いいたします。

〔活動経過〕

【R6】

3月13日 新旧三役引き継ぎ

3月21日 第1回 三役会議

4月 6日 委員会メール①

【4月の一斉下校について／こども110番の家の名簿回収について】

4月10日 一斉下校の付き添い

4月30日 全世帯へメール配信

【集団登校及び登校時の旗当番のお願い／緊急時の対処方法】

5月 2日 第1回校外委員会（メール開催）

6月10日 全校外委員へ活動調査アンケートを実施

6月26日 第1回PTA運営委員会（委員長出席）

7月 6日 委員会メール②【7月の一斉下校について】

7月12日 一斉下校の付き添い

7月19日 全世帯へメール配信【夏休み前の安全・防犯対策について／通学路安全マップ】

7月29日 第2回校外委員会（メール開催）

11月 6日 第2回三役会議

11月18日 全世帯へリーバー配信

【防犯プレート取付の協力依頼（希望者なしのため、防犯プレートの配布はなし）】

11月25日 第2回PTA運営委員会（委員長出席）

12月 3日 第3回三役会議

12月 9日 委員会メール③【12月の一斉下校について】

12月10日 第3回校外委員会（メール開催）

12月19日 一斉下校の付き添い

【新一年生名簿を各地域に配布（来年度登校班作成のため）】

【R7】

1月26日 第4回校外委員会（メール開催）

新1年生名簿を各地域に配布（来年度登校班名簿作成のため）

1月27日 委員会メール④【新入生入学説明会について】

2月 4日 第5回校外委員会（対面開催）

【来年度の登校班編成表の回収／こども110番の家の名簿等の配布／

入学説明会にてお迎え当番表の作成お手伝い／来年度三役の選出】

2月 5日 委員会メール⑤【新三役決定について／110番の家の名簿等の配布について】

2月19日 第3回PTA運営委員会（委員長出席）

3月 5日 委員会メール⑥【3月の一斉下校について】

3月 5日 第6回校外委員会（メール開催）

3月11日 新旧三役引き継ぎ

3月13日 一斉下校の付き添い

◆ひかり祭実行委員会（臨時委員会）◆

令和7年1月25日（土）12時～15時に、PTA主催事業の『ひかり祭』を開催いたしました。
ご参加ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。
詳細につきましては、『ひかり祭報告書』でご確認下さい。
※下のURL また QR コードから資料をご覧下さい。

『ひかり祭報告書』

https://drive.google.com/file/d/1yawLG_ZFnSVZp7toSegrOc-aQCSpF1AB/view?usp=sharing



『ひかり祭報告書』

第2号議案

令和6年度 収支決算報告及び会計監査報告について

令和6年度 決算報告書

令和7年 3月31日 現在

ふじみ野市立上野台小学校PTA

〈収入の部〉

(単位:円)

項 目	予 算 額	実 績	比較増減	備 考
前 年 度 繰 越 金	345,596	345,596	0	現金＋普通預金
P T A 会 費	1,310,000	1,292,000	△ 18,000	会員数646人×2,000円
雑 収 入	15,000	46,856	31,856	預金利息・七夕まつり竹飾り製作助成金・賞金
収 入 合 計 ①	1,670,596	1,684,452	13,856	

〈支出の部〉

	予 算 額	実 績	比較増減	備 考
分担金(P連会費)	35,000	33,440	1,560	入P連分担金700円、市P連会費 会員数646人×50円＋振込手数料(440円)
安 全 互 助 会 費	86,000	86,120	△ 120	130円/年×629世帯、100円/年×教員38名+振込手数料(550円)
研 修 費	5,000	0	5,000	役員研修会等参加費、交通費(P連含む)
慶 弔 費	20,000	15,000	5,000	会員・児童に対する慶弔費
事務費・消耗品費	100,000	29,639	70,361	集金袋・文具・コピー用紙・インク代・パフォーマンス代 等
リーパー運用費	120,000	116,688	3,312	LEBER利用代金
総 務 費 小 計	366,000	280,887	85,113	

本 部 会 費	240,000	216,354	23,646	学校だより特別号印刷費・通学班班長・副班長アクリルキーホルダー代・名札代・七夕まつり竹飾り材料費 等
校 外 委 員 会 費	10,000	0	10,000	自転車防犯プレート等作成費
学 年 学 級 部 会 費	110,000	106,870	3,130	卒業記念品補助¥300×139名(卒業生＋教員)、卒業証書用ホルダー
臨 時 委 員 会 費	300,000	256,592	43,408	PTA主催事業開催費(ひかり祭)
活 動 費 小 計	660,000	579,816	80,184	

教育助成金への振替金	350,000	350,000	0	※PTA普通預金より資金移動
------------	---------	---------	---	----------------

記念行事積立金	100,000	100,000	0	※PTA普通預金より資金移動
---------	---------	---------	---	----------------

予 備 費	194,596	0	194,596	
-------	---------	---	---------	--

支 出 合 計 ②	1,670,596	1,310,703	359,893	
-----------	-----------	-----------	---------	--

合 計 (①－②)	0	373,749	373,749	
-----------	---	---------	---------	--

収入合計 1,684,452 円から

支出合計 1,310,703 円を引いた

差引残高 373,749 円

普通預金

現 金

合 計

308,285 (三井住友銀行 上福岡支店)

65,464

373,749 円

令和6年度 特別会計決算報告書

令和7年 3月27日 現在

ふじみ野市立上野台小学校PTA

(単位:円)

資 源 回 収	項 目	収 入	支 出	差引残高	備 考
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	
	報 奨 金	0	0	0	
	資 源 回 収 収 益	3,301		3,301	
	預 金 利 息	0	0	0	
	教育助成金口座へ振替	0	3,301	△ 3,301	
	合 計	3,301	3,301	0	

教育助成金	項 目	収 入	支 出	差引残高	備 考
	前 年 度 繰 越 金	217,038	0	217,038	
	PTA普通預金口座より振替	350,000	0	350,000	
	資源回収口座より振替	3,301	0	3,301	
	預 金 利 息	191	0	191	
	上野台小への寄贈品代	0	393,551	△ 393,551	内訳については下の一覧表を参照
	補 助 金	0	170,000	△ 170,000	
	そ の 他	0	0	0	
	合 計	570,530	563,551	6,979	

記念行事積立	項 目	収 入	支 出	差引残高	備 考
	前 年 度 繰 越 金	134,341	0	134,341	
	一般会計より振替	100,000	0	100,000	
	預 金 利 息	75	0	75	
	合 計	234,416	0	234,416	

上 野 台 小 へ の 寄 贈 品 一 覧 表		
項 目	金 額 (円)	備 考
体育用テレビ	69,801	
テレビ台	49,300	
トランシーバー	14,800	
踏切板	34,000	
移動式ホワイトボード	13,090	
プロジェクター	48,000	43,232
跳び箱運搬台		159,060
ぞうきん	5,500	12,400
合 計	395,683	

上記の通り令和6年度の決算を報告します。

393,551

会 計 木村孝代 印

会 計 石川裕子 印

会 計 持田幸子 印

会 計 新井佳代子 印

令和6年度 会計監査報告書

会計書類等の監査の結果、全て正確かつ適正である事を報告いたします。

令和7年 3月 27日

会 計 監 査 委 員

宮本 美沙 印

会 計 監 査 委 員

井上昌代 印

第3号議案

P T A規約の改正について

「上野台小学校P T A規約」について、以下の改正を提案いたします。

上野台小学校P T A規約について、以下のように変更する。

【現行】	【改正案】
(会計) 【第12条】 会員の会費は年額2,000円とする。但し、P T A会費集金日に在籍している会員から一括で年会費を徴収するのとし、転入転出時等の月割りでの追加徴収や返金はしないこととする。 (運営委員会) 【第29条】 運営委員会は、この会の本部役員、専門委員長、クラス委員をもって構成する。 (学級部会及び学年委員会) 【第34条】 各学級に学級部会をおき、クラス委員がこれを運営する。 【第35条】 学級部会は、各学級の全会員をもって構成し、クラス委員2名を選出する。 【第36条】 学級部会は、次のとおりとする。 1. 運営委員会と会員との意思の疎通をはかり、会の運営を円滑にする。 2. P T A会費の集金に関すること。 【第37条】 1. 学年委員会は、同一学年の会員の連絡をはかるため、同一学年のクラス委員をもって構成し、互選により各1名の学年委員会代表及び副代表を選出する。 2. 学年委員会は、その代表が必要に応じて随時これを開催する。副代表は、学年代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。 (臨時委員会) 【第40条】 運営委員会で必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。 臨時委員会の委員は運営委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。	(会計) 【第12条】 会員の会費は年額2,000円とする。但し、P T A会費集金<u>期間</u>に在籍している会員から一括で年会費を徴収するのとし、転入転出時等の月割りでの追加徴収や返金はしないこととする。 (運営委員会) 【第29条】 運営委員会は、この会の本部役員、専門委員長、<u>運営</u>委員をもって構成する。 (<u>運営委員</u>) 【第34条】 <u>運営委員はP T A会員から随時募集し、会長がこれを委嘱する。</u> 【第35条】 <u>運営委員の定数は定めない。</u> 【第36条】 <u>運営委員は、会の運営を円滑にするために、運営委員会に出席して意見を述べることができる。</u> 【第37条】 <u>運営委員は、必要がある時は可能な範囲で、P T A事業等の運営を支援する。</u> (臨時委員会) 【第40条】 運営委員会で必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。 臨時委員会の委員は<u>会員以外でも就任可能で</u>、会長がこれを委嘱する。

《改正理由》【第12条】

上野台小学校 PTA 会費の集金方法について、従来の集金袋での現金集金から、キャッシュレス決済（払込票でのコンビニ支払い or アプリ支払い）に令和7年度より変更いたします。

変更理由は、PTA 会費の集計を担当していたクラス委員の廃止、PTA 本部会計の負担軽減、保護者の利便性向上、トラブル防止や安全性の向上等ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。それに伴い、従来は PTA 会費集金日を一日設けておりましたが、今後は一定期間の集金期間を設けますので、期間内での払込をお願いいたします。

なお、払込に伴う手数料等は上野台小学校 PTA が負担するため、会員の負担金額は従来通り 2,000 円で変更はありませんのでご安心下さい。

《改正理由》【第29条・第34条～第37条】

上野台小学校 PTA では、令和7年度よりクラス委員を廃止し、運営委員を新設いたします。従来は各クラスから2名のクラス委員を選出してきましたが、近年はクラス委員が担っていた学校行事（運動会・音楽会等）の手伝いや、クラス懇談会でのリーダー役等の役割がほぼ無くなってきておりました。

そこで、クラス委員を廃止し、完全立候補制で PTA 運営委員会への出席権を有する運営委員を随時募集していくことで、PTA の醍醐味であり第一の存在意義とも言える、保護者と教員が対等な立場で話し合える場である PTA 運営委員会の活性化を目指してまいります。子供達がお世話になっている上野台小学校をより良くしていくために、是非多くの保護者に運営委員として気楽にご参画いただきますようお願いいたします。

それに伴い、学級部会及び学年委員会も廃止となりますので、PTA 規約の文言を運営委員に変更して、運営委員についての説明を追記いたしました。

《改正理由》【第40条】

上野台小学校 PTA では、毎年ひかり祭実行委員会を臨時委員会として設置して、PTA 主催事業『ひかり祭』を開催しております。コロナ禍後に復活させた新たな『ひかり祭』の運営を担っていただいた委員の中で、子供が卒業して PTA 会員ではなくなった方も増えてきてまいりました。PTA 会員に加えて、OB 会員の協力者にも気楽にご参画いただきたいので、PTA 規約の文言を追記いたしました。

また、上野台小学校 PTA 運営委員会は現在年3回しか開催してないので、委員の承認について逐一 PTA 運営委員会の承認を得ることが困難となっております。実行委員を随時募集して気楽に活動していただくために、必要性も乏しく形骸化している PTA 規約の文言を削除いたしました。

【活動方針（案）】

1. 保護者同士、保護者と教職員が共に協力し合い、会員相互の理解を深め、子供達が安全安心にいきいきと活動し、一人一人のよさを伸ばせるように、学校・家庭での教育環境・生活環境の整備を進める。
2. 学校運営協議会、地域の方々、諸団体との連携をはかり、子供達が視野を広げ、様々な体験をする環境を整え、子供達の成長の機会や思い出づくりの機会を創出できるような体制づくりを進める。
3. 効率的で効果的な運営方法を確立し、その時々に必要な活動を実施できる柔軟な組織づくり、無理なく自発的に続けられるような持続可能な組織づくりを進める。

【活動計画（案）】

	活 動 内 容
本 部	(1) 総会・本部会・運営委員会の開催 (2) 各委員・系の募集 (3) 運営委員会ニュースの作成・配信 (4) PTA 会費の集金・管理・予算執行 (5) PTA 一斉メールの配信 (6) 学校だより（教職員紹介特別号）のカラー印刷発注 (7) 班長・副班長アクリルキーホルダーの作成 (8) 新入生用名札(児童用・保護者用)の購入 (9) 卒業証書用ホルダーの購入 (10) アルミ缶回収の実施 (11) 委員会や係との連絡調整・活動支援 (12) 学校における諸行事への協力窓口 (13) 市 P 連及び他団体への渉外活動 (14) 学校運営協議会（いちがんまる会議）との連携 (15) その他
運営委員会	(1) 総会で取り決められたことを実際に運営する (2) 学校の諸問題を討議し P T A 全体の活動に反映させる (3) 必要に応じて臨時委員会を設ける (4) 委員会活動との連絡調整をはかり年間活動が円滑に行われるようにする (5) 翌年度の事業計画・予算等を立案し定期総会に提出する (6) 運営委員の役割 ・運営委員会・学校保健委員会・地域防犯会議への出席 ・P T A 事業等の運営支援（必要がある時に可能な範囲で）
校外委員会	(1) 運営委員会への出席 (2) 委員会の開催 (3) 防犯パトロールの推進 (4) 登下校における安全に関する活動 (5) 地域との連携 (6) 市 P 連「子ども 110 番のいえ」事業の推進
臨時委員会 (ひかり祭実行委員会等)	(1) 運営委員会が必要と認めたときに臨時委員会を設置する (2) 臨時委員会の委員は P T A 会員等（会員以外でも就任可能）から公募し会長が委嘱する
次年度準備委員会	(1) 11月6日に本部役員と教頭により次年度準備委員会を設置する (2) 次年度の本部役員及び会計監査委員の選定に関する事務を処理する
七夕まつり準備係	上福岡七夕まつりで掲出する上野台小学校の竹飾りを親子で作成する
卒業準備係	6年生の保護者が卒業生をお祝いするために自由に活動する (卒業記念品・ミニアルバム・PTA 掲示板の飾りつけ作成等)

第5号議案

令和7年度 収支予算（案）について

ふじみ野市立上野台小学校PTA

〈収入の部〉

(単位:円)

	予 算 額	備 考
前 年 度 繰 越 金	373,749	現金＋普通預金
P T A 会 費	1,200,000	会員数600人×2,000円
雑 収 入	20,000	預金利息 七夕まつり竹飾り製作助成金・賞金 等
合 計	1,593,749	

〈支出の部〉

	予 算 額	備 考
分 担 金 (P 連 会 費)	33,000	入P連分担金700円、市P連会費 会員数600人×50円＋振込手数料440円
安 全 互 助 会 費	82,000	130円/年×590世帯、100円/年×教員38名+振込手数料550円
研 修 費	5,000	役員研修会等参加費・交通費(P連含む) 等
慶 弔 費	20,000	会員・児童に対する慶弔
事 務 費 ・ 消 耗 品 費	50,000	文具・コピー用紙・インク代・パフォーマンス代 等
会 費 管 理 費	110,000	PTA会費集金サービス月額基本料金5,500円
		PTA会費回収手数料85,800円(143円×600名)
		振込手数料550円、払込票料金9,350円、収入印紙代200円
リ ー バ ー 運 用 費	120,000	リーバー利用料
総 務 費 小 計	420,000	

本 部 会 費	350,000	学校だより教職員紹介特別号カラー印刷費 12,000円
		班長・副班長アクリルキーホルダー作成費 370円×400個
		保護者用名札・新入生用名札購入費(回転ホルダ含む) 57,000円
		七夕まつり竹飾り作成費 他
		卒業証書用ホルダー
		卒業記念品補助 300円×卒業生・担任165名 等
校 外 委 員 会 費	10,000	自転車防犯プレート作成費 等
臨 時 委 員 会 費	300,000	PTA主催事業開催費(ひかり祭等)
活 動 費 小 計	660,000	

教育助成金への振替金	250,000	
------------	---------	--

記 念 行 事 積 立 金	100,000	30周年準備金として積立
---------------	---------	--------------

予 備 費	163,749	
-------	---------	--

合 計	1,593,749	
-----	-----------	--

第6号議案

令和7年度 本部役員及び会計監査委員選出について

令和7年度のPTA本部役員及び会計監査委員の選出について、保護者会員（P会員）より以下の定数内（PTA規約第14条及び18条）の立候補がありましたので、PTA規約第15条及び20条に基づき、ご承認をお願いいたします。

役 職	氏 名	年 組	再任・新任
会 長	眞下 拓生	3－2	新 任
副 会 長	五十嵐 雅臣	4－3	新 任
副 会 長	相良 裕介	1－1	新 任
書 記	星野 弘明	5－4	新 任
会 計	倉持 亘晴	1－2	新 任
会 計	大下 仁美	1－2	新 任
会計監査	宮本 美沙	1－1	再 任
会計監査	天野 裕子	4－1	新 任

第7号議案

令和7年度 顧問の委嘱について

令和7年度の顧問の委嘱について、本部役員及び学校側より、元PTA会長の中村友紀氏に要請し、本人の承諾をいただきましたので、PTA規約第23条に基づき、ご承認をお願いいたします。

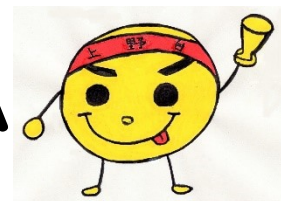
役 職	氏 名
顧 問	中 村 友 紀

上野台小学校PTA規約

上野台小学校PTA 慶弔費に関する細則



上野台小学校PTA



上野台小学校 P T A 規約

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、ふじみ野市立上野台小学校保護者と教師の会（上野台小学校 P T A）といい、事務所を上野台小学校におく。

(目的及び活動)

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における上野台小学校在籍児童の幸福な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 学校・家庭教育について、会員相互の理解と協力。
2. 教育環境の整備。
3. 児童及び会員の保健及び厚生。
4. 児童の社会生活の指導。
5. 会員の教養の向上と親睦。
6. その他、この会の目的をとげるために必要な事項。

(方針)

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的な任意団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に片寄ることなく、また営利を目的とする行為をしない。
3. この会、またはこの会の役職名で選挙の候補者を推薦しない。

(会議)

第 5 条 1. この会の各会議は、別に定めた場合を除き構成人員の過半数の出席を得て成立し、出席人員の過半数の同意を得て議決する。
2. 学校長は、学校の運営の円滑化をはかるため、この会のすべての会議に参加でき、意見を述べることができる。

(本部役員及びその他の委員の任期)

第 6 条 この会の会長、その他役職にあるものの任期は、会計監査委員及び臨時委員会の委員を除いて 1 年とし、再選を妨げない。

(会員)

第 7 条 この会の会員は、上野台小学校に在籍する、児童の保護者（以下、P とする）及び教職員（以下、T とする）により構成する。

第 8 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第 9 条 この会の会員は、この規約の定めるところにより、すべて平等の権利と義務を有する。

(会計)

第 10 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 11 条 寄付を求めるとき、または寄付を受けるときは、運営委員会の承認を必要とする。

第 12 条 会員の会費は年額 2,000 円とする。但し、P T A 会費集金日に在籍している会員から一括で年会費を徴収するのみのとし、転入転出時等の月割りでの追加徴収や返金はしないこととする。

第 13 条 この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(本部役員)

第 14 条 この会の本部役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1 名 (P)
2. 副会長 2～4 名 (P 1～3、T 1)
3. 書 記 2～3 名 (P 1～2、T 1)
4. 会 計 2～3 名 (P 1～2、T 1)

但し、必要ある場合は総会又は運営委員会の承認を得て、本部役員を増減できる。
本部役員は、他の委員及び会計監査委員を兼ねることができない。

第 15 条 本部役員は、総会において、全会員による選挙又は賛成多数による承認によって選出される。

第 16 条 1. 次年度の本部役員に欠員が生じたときは、他の職が兼職する。
2. 兼職する場合、次年度の本部役員候補者で事前協議の上、兼職するものを決定し、総会で承認を得ることとする。
3. 任期途中において本部役員に欠員が生じたときは、必要に応じて他のものが兼職をするが、総会での承認は得ないものとする。

- 第 17 条 本部役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、この会を代表し、総会及び運営委員会を開催する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 書記は、総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録し、会長の指示に従ってこの会の庶務を司る。
 4. 会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。

(会計監査委員)

- 第 18 条
1. この会の会計を監査するために、2名の監査委員を置き、任期は2年とする。
 2. 監査の実効性と継続性を担保するため、監査委員は年度毎に1名ずつ交代する。
- 第 19 条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じ、臨時会計監査をすることができる。
- 第 20 条 会計監査委員は、総会において、全会員による選挙又は賛成多数による承認によって選出される。

(顧問)

- 第 21 条 この会に第14条本部役員のほかに、顧問を1名置くことができる。
- 第 22 条 顧問は、本部会及び運営委員会に出席し、会務執行に関して会長その他役員の求めに応じ、必要な助言を行う。
- 第 23 条 顧問は、過去の会計年度で会長の職にあったもので、本部役員及び学校側の要請により、本人が承諾し、総会の議決を経た場合に限り委嘱することができる。
- 第 24 条 顧問は、第7条及び8条の限りでない。

(総会)

- 第 25 条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。
- 第 26 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
1. 定期総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。
 - ① 前年度の活動報告
 - ② 前年度の会計決算報告及び承認
 - ③ 新年度の活動方針の決定
 - ④ 新年度の予算の決定
 - ⑤ P T A規約の改正
 - ⑥ 新年度の本部役員、会計監査委員の選挙又は承認
 - ⑦ その他重要事項
 2. 総会の開催方法は、書面開催及びウェブ開催を原則とする。
 3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき、会長がこれを開催する。
- 第 27 条 総会は、会員の3分の1以上の議決権の行使をもって成立とする。

(運営委員会)

- 第 28 条 運営委員会は、総会の決定に基づき、この会を運営し、その責を負う。
- 第 29 条 運営委員会は、この会の本部役員、専門委員長、クラス委員をもって構成する。
- 第 30 条 運営委員会の中に、次の専門委員会をおき、調査、立案及び執行にあたる。
- ①校 外 委 員 会 児童の校外生活の安全に関すること。
 - ②施 設 委 員 会 学校の施設、環境の整備に関すること。

(専門委員会)

- 第 31 条 校外、施設の各専門委員は、各地区から選出される。
- 第 32 条 各専門委員会は、前条によって選出された委員と、Tの委員1名をもって構成し、委員の互選により委員長・副委員長・書記を選出する。
- 第 33 条 各委員長は、それぞれの専門委員会を開催し、運営の責を負い、運営委員会に出席する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(学級部会及び学年委員会)

- 第 34 条 各学級に学級部会をおき、クラス委員がこれを運営する。
- 第 35 条 学級部会は、各学級の全会員をもって構成し、クラス委員2名を選出する。

第 36 条 学級部会は、次のとおりとする。
1. 運営委員会と会員との意思の疎通をはかり、会の運営を円滑にする。
2. P T A 会費の集金に関すること。

第 37 条 1. 学年委員会は、同一学年の会員の連絡をはかるため、同一学年のクラス委員をもって構成し、互選により各 1 名の学年委員会代表及び副代表を選出する。
2. 学年委員会は、その代表が必要に応じて随時これを開催する。副代表は、学年代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

(次年度本部役員候補者の活動)

第 38 条 次年度本部役員候補者として選定されているものは、次の活動を行うことができる。
1. 次年度活動計画案及び予算案を現本部役員と協議して作成すること。
2. 運営委員会・本部会を傍聴すること。

(次年度の準備に関する事務)

第 39 条 1. 次年度の本部役員及び会計監査委員の選定に関する事務を処理するため、毎年 1 月 6 日に次年度準備委員会を設ける。
2. 次年度準備委員会は、本部役員各職及び教頭により組織し、1 2 月末日までに次年度の本部役員及び会計監査委員の立候補の届出を受け付ける旨の公示をする。
3. 立候補者が定数に満たない場合、その旨を会員に報告し、再度立候補者と推薦候補者を募り、総会の 3 週間前までに候補者を選定する。但し、事前に本人の同意を得ておくことを条件とする。
4. 立候補者と推薦候補者の希望する役職に偏りがあった場合、候補者同士の調整をする。
5. 会計監査委員の立候補者が複数人いた場合、過去に本部会計を経験したものを最優先とし、次いで会計業務経験者を優先して選定する。
6. 次年度の本部役員に欠員が生じた場合、次年度の兼職について調整をする。
7. 本部役員各職において、定数以上の立候補及び推薦があり、候補者同士の調整ができなかった場合、総会において選挙を実施するものとする。
① 候補者の氏名、児童の所属学級、抱負を総会資料に記載して周知する。
② 上野台小学校 P T A 会員 (P については各家庭より 1 名) が選挙権を行使する直接選挙とする。
③ 複数の候補がある場合、それぞれの役職毎に、定数に達するまで、得票数の上位より順に当選とする。
④ 対立候補がない場合、総会において賛成多数により承認する。
⑤ 選挙結果を含む総会決議結果は、文書で全会員に報告する。

(臨時委員会)

第 40 条 運営委員会が必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の委員は運営委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(規約の改正)

第 41 条 1. この規約は、総会で議決権行使者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。
2. 改正案は、総会の少なくとも 1 週間前までに、会員に提示しなければならない。

(細則の設置または改正及び廃止)

第 42 条 この会の運営に関し、必要ある場合はこの会の目的及び方針に反しない限り、運営委員会の承認を得て、細則の設置または改正及び廃止することができる。

付 則
この規約は平成 14 年 4 月 11 日より施行する。
付 則 (平成 15 年 11 月 21 日・一部改正)
この規約は平成 15 年 11 月 21 日から施行する。
付 則 (平成 18 年 4 月 24 日・一部改正)
この規約は平成 18 年 4 月 24 日から施行する。
付 則 (平成 30 年 4 月 25 日・一部改正)
この規約は平成 30 年 4 月 25 日から施行する。
付 則 (平成 31 年 4 月 24 日・一部改正)
この規約は平成 31 年 4 月 24 日から施行する。
付 則 (令和 2 年 7 月 15 日・一部改正)
この規約は令和 2 年 7 月 15 日から施行する。
付 則 (令和 3 年 2 月 15 日・改正)
この規約は令和 3 年 2 月 15 日から施行する。
付 則 (令和 4 年 5 月 9 日・一部改正)
この規約は令和 4 年 5 月 9 日から施行する。

《上野台小学校PTA慶弔費に関する細則》

第 1 条 会員に慶祝または不幸があった場合、下の表に定められた金額を贈り、慶弔の意を表すものとする。

項目	対 象	摘 要	金 額
結婚	T 会員		3, 0 0 0 円
出産	T 会員		3, 0 0 0 円
退職	T 会員		3, 0 0 0 円
死亡	全会員 および児童		5, 0 0 0 円
傷病	T 会員 および児童	1 4 日以上の傷病 による欠席	3, 0 0 0 円

付 則 (平成 1 4 年 1 0 月 1 5 日・一部改正)
この細則は平成 1 4 年 1 0 月 1 5 日より施行する。

付 則 (平成 3 1 年 3 月 1 3 日・一部改正)
この細則は平成 3 1 年 3 月 1 3 日より施行する。